

令和3年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月13日(木) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

会 長	4 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕	緑
委 員	1 番	安 東 和 彦	委 員	1 4 番	福 安	修
〃			〃	1 5 番	上 田 壽	一
〃	3 番	河 毛 早 苗	〃	1 6 番	藏 内 敏 博	雄
〃	5 番	下 田 義 男	〃	1 7 番	砂 川 重 雄	一
〃	7 番	建 部 憲 二	〃	1 8 番	依 藤 利 一	潔
〃	8 番	川 上 信 温	〃	1 9 番	竹 森	恵
〃	9 番	猪 口 実	〃	2 0 番	香 川 和 廣	隆
〃	1 0 番	福 田 克 彦	〃	2 1 番	柳 田 和 隆	修
〃	1 1 番	中 村 精	〃	2 2 番	石 谷 藤 正 司	
〃	1 2 番	福 田 淳一郎	〃	2 3 番	加 藤 永 正	
〃	1 3 番	山 田 準 二	〃	2 4 番	岩 永 正 司	

4. 欠席委員 (1名)

委 員	2 番	村 田 幸 範	委 員
-----	-----	---------	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：17名)

旧市	霜 田 英 之	邑美	有 本 知 勝
せんだい	川 口 賢 司	高草	前 田 洋
高草	佐 藤 徳太郎	湖東	佐々木 文 仁
湖東	小 松 和 幸	湖南	森 清 美
国府町	山 本 良 文	国府町	小 林 徹
福部町	平 林 久 雄	河原町	梶 川 和 生
河原町	藤 田 孝 男	佐治町	山 下 増 治
鹿野町	谷 口 和 人	鹿野町	小 林 洋
青谷町	大 石 剛 史		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	8 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	9 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	10 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	11 号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	12 号	非農地証明について
議案第	13 号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	14 号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地の形状変更届出書の受理について
- (8) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第2回鳥取市農業委員会総会を開会します。 (鳥取市農業委員会憲章唱和)
事務局 長	会長あいさつをお願いします。 (会長あいさつ)
事務局 長	最初に定足数の確認を行います。本日欠席農業委員は議席番号2番の村田委員から欠席の報告をいただいています。また、蔵内委員から少し遅れるとの連絡がありました。24名中、22名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します 以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号19番 竹森委員、20番 香川委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。 整理番号2番と3番の2件あり、整理番号2番につきましては、先月保留になった案件で、営農型発電の更新に伴い、地上権を設定するものです。周辺の農地に影響がないかを、後ほど5条申請の方と一緒に審議していただければと思います。 従いまして議案第8号につきましては、整理番号3番だけを審議していただけたらと思います。 整理番号3番につきましては、通常的所有権の移転で売買を伴うものになっており、譲渡人、譲受人については、議案書に記載のとおりです。事務局からは以上です。
議長	整理番号3番について担当推進委員の川口委員、報告をお願いします。
川口委員	上田農業委員と事務局、私の3名で現地確認を行いました。確認事項の譲受人のチェック項目4項目、申請地のチェック項目2点について、何ら問題ないことを確認したので報告します。
議長	引き続きまして、担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員	川口委員から説明がありましたが、内容的にチェックシートに則って調査した結果、何ら問題がないことを報告します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 議案第8号整理番号3番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。

議 長	続きまして議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号 2 番から 6 番までの合計 5 件あります。 整理番号 2 番につきましては、申請地は河原町北村、転用目的は墓地となっており、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号 3 番は河原町小河内、転用目的は墓地、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号 4 番、河原町小畑、転用目的は墓地、農地区分は第 2 種農地、許可根拠は、代替地なしとなっております。 整理番号 5 番、高住で転用目的は墓地、農地区分は第 2 種農地で、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号 6 番、申請地は叶で転用目的は住宅建築、農地区分は第 3 種農地で許可根拠は、原則許可となっております。以上です。
議 長	整理番号 2 番を審議します。担当推進委員の藤田委員報告をお願いします。
藤 田 委 員	この案件は、前々回の農業委員会総会で墓地にするために農振除外を審議したものです。山の上にある墓地を移転するということで改めて農地転用するものです。 現地の確認を改めて私と、田渕農業委員、申請者の 3 名で行いました。現在河原町の他の地域に住んでおられ、草刈りなどの管理はされているが作付けはされていません。現地は地図でもわかるように細長い変形した農地で 1,216 m²のうち端の方 35.35 m²を墓地に転用するということでありまして、隣接する農地所有者の同意を取られており、チェックシートに照らしても問題ないと思います。
議 長	担当農業委員 田渕農業委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	ただいま藤田推進委員が報告したとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 2 番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 整理番号 3 番を審議します。担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員	本日、担当推進委員が欠席のため、私の方だけ報告します。申請人、担当推進委員、私の 3 人で現地を確認しました。今の墓地は急な山道を上ったところにあり、車で行けることができる場所に墓を移転したいというものです。 現地は両サイドが畑、下が農道、上が他の家が数年前に墓を移転したところです。民家から 100 m 以上離れていますし、10 m ぐらい離れたところに他の家の墓があり、そこに墓ができたからと言って他の人の迷惑になることはないと思います。 面積は少し多いが、農道から 2 m の法面があるところの畑で、車の上がれる道を作りたいということです。 チェックシートに照らし合わせても、隣地から承諾書をもらっており問題ないと思います。以上報告終わります。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 整理番号4番を審議します。担当推進委員、藤田委員の報告をお願いします。
藤田委員		現地確認は、私と田渕農業委員、申請人の3人で行いました。この案件は、現在隣の部落にある墓を、自宅近くにある畑に移転したいというものです。面積は515㎡のうち29㎡を墓地に転用するというものです。隣接する田畑の所有者の同意書もあり、チェックシートに照らしても問題ないと思われます。
議	長	担当農業委員、田渕委員報告をお願いします。
田渕委員		推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 引き続き整理番号5番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員		農業委員と一緒に現地を確認しました。現在の墓地は山の上にあり、行くのが非常に困難なため、近いところに移転したいということです。195㎡のうち18.40㎡を墓地に転用され、チェックシートを見ても問題ありません。
議	長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		森推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 引き続き整理番号6番を審議します。担当推進委員、霜田委員の報告をお願いします。
霜田委員		河毛農業委員、事務局と現地確認しました。チェックシートに基づいてチェックした結果、問題ありません。これは農家住宅ということで、後ろは自己所有の水田、残りの部分は畑として利用する予定であり、周辺への影響はないと思われます。隣の畑とはコンクリートで区切るとの事です。隣接者の同意も全部受けていますので問題ないと思います。
議	長	担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員		先ほど霜田委員が言われたとおり、何ら問題なく、チェックシートに基づいても何も問題ありませんでした。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 6 番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の審議を終了します。
議 長		続きまして、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		前回保留になっている一時転用、整理番号 1 番 1 件、あとは整理番号 5 番から 8 番の 4 件となっております。 一時転用、こちらは営農型の太陽光発電設備の再許可申請となっております。 整理番号 5 番、河原町長瀬で転用目的としては、特定建築条件付土地で、昨年許可になったところの面積が増えるということで再度の申請となったものです。農地区分としては第 1 種農地、許可根拠としては、主として 1 種以外の土地の使用で、この件では事業変更計画も出ています。 続きまして、整理番号 6 番、高住です。転用目的としては、墓地となっております。農地区分は第 2 種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号 7 番、鹿野町今市、転用目的としましては住宅建築、農地区分としましては第 3 種農地、許可根拠は原則許可となっております。 整理番号 8 番、気高町宝木、転用目的は駐車場、農地区分は第 3 種農地、許可根拠は原則許可となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。
議 長		議案第 8 号の整理番号 2 番と合わせまして、整理番号 1 番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小 松 委 員		この案件は、前回保留になったもので、理由は太陽光発電の下でサカキが植えてあるが、3 年たっても出荷されていないということで保留になったものです。事務局と湖東地区推進委員、農業委員の 8 名で現地確認しました。相手側は社長と従業員が一人いました。 改善計画を社長に聞いたが向こうもどうしていいかわからないということであった。 そこで、福部でやっているのを参考に遮光ネットをすとか専門の植木屋にどうしたらいいか聞くようにアドバイスした。 先週、重機を持ってきて、木を取って肥料を入れて土の入れ替えをして、木を戻していました。防風ネットや、遮光ネットについては、今は重機の邪魔になるので、それが終わってから整備するとの事でした。 土の入れ替え等をしているのに、今これをやめろというのではなく、ちょっと様子を見たらどうだろうかと、私たちは考えているが、皆さんの意見をお聞きしたい。
議 長		引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		湖東地区では初めての農地を利用した太陽光発電であり、農水省の通達を初めて見たが、それによると農地パトロールのときによく見て指導するようにしなさいと記載されていた。

		遮光、防風ネットをするべきではないか、小松推進委員は、近くに畑を持っており、花や野菜を栽培しており、風が強く、防風ネットが設置してあります。また、推進委員から遮光ネットが必要ではないか、造園業者から知識をもらうべきではないか、農協の方からは非常に根が弱く張っていないというようなことが言われているそこは指導を受けるべきではないか、直売所等への出荷となれば、必ず作業の日誌は必要になるで記録することが必要ではないか、というような気の付いたことを相手に話をした。 改善計画書は出してもらったが、3年間出荷していないということで、農水省の通達によれば、もし問題があれば規定に合いませんでしたというしかない。 指導していかなければいけないという言い方がしてある。本人は一生懸命やるといっている。誰が管理しているのか聞いたところ外国の方を雇って管理していたとの事。その方が知識を持っているがどうかは不明。 前の土地所有者の管理が悪く、予想以上に土が悪く根が張らなかったということもあり、重機を入れて改良を始めたということもあり、これから3年間、我々もしっかりみて指導をしていかななくてはいけないのかなと思います。 事務局に聞きたいが、鳥取市で農地を利用した太陽光発電は現在、何か所あるか。
議	長	事務局お願いします。
事 務 局		現在、湖山と福部の2か所となっています。
川 上 委 員		担当校区委員には、農水省の通達を最初に出していただきたいと思います。結論としましては、本人も改良する予定で、いろいろ取り組んでいるので、今後3年間指導していくという形で進めていってはどうかと思います。
議	長	それでは、質問、意見がありましたらお願いします。建部委員どうぞ。
建 部 委 員		営農型発電を計画されたときサカキを栽培するということで申請されているはずなのに、どうしたらいいかわからないといわれている。3年間やって出荷もできず、また3年というのは、本当はダメではないか。保留しておいて3年間様子を見るというのはダメでしょうか。計画してこれから1年間様子を見るというのはどうでしょう。
議	長	保留で様子を見るということは、営農型太陽光ではできないと思いますよ。
建 部 委 員		保留できないというのであれば、担当委員の意見を尊重して賛成しましょう。
議	長	その他ありますでしょうか。上田委員どうぞ。
上 田 委 員		担当委員から説明があり、前向きに検討してくれということだと思う。これまでやってきて、どうしてもサカキでないといけないのか。品目の変更、例えばシイタケのようなものなど品目を替えてできるものなのかよくわかりませんが、改善計画を作り前向きに検討していただきたいということだが、ここで許可する、農業委員会総会の立場で許可するということは、果たしていえるかどうか、3年のうちに担当委員は指導をしたことがなかったのか。
議	長	毎年1回の報告書の提出があり、その中では生育は順調と記載されているということです。県の指針によればサカキに関しては3年から4年はまだ途中になっていて、収穫はその後ということになっているというのがあります。事務局も見ていますが、どの程度が健全なのかということもありますが、そのようなものがついておりましたので、栽培は順調だったという認識で3年目に至ったという状況です。 今回の案件で一番問題となっているのは、出荷していない、地域の収量の2割減での生産というのがあります、そこに達していないということが問題になるのですが、私の意見ですが、二人の委員からの報告から、今後継続して栽培する意思があると、土壌改良であるとか、今後遮光ネット等対応されるということで、前向きに栽培計画を立てられ

	ると推測した。 品目を替えて収量を取るということでしたが、そこも含めて事務局、会長、担当委員が指導していくことも含めて考えていけばどうかと思います。 ソーラーシェアリングですが、今8割要件は難しいということが話合われている。できれば前向きに進められたらと思います。個人的な意見なので、みなさんの意見をお聞きしたい。
竹 森 委 員	営農型太陽光発電について、他府県等の農業委員会ではマニュアルをつくって、こういう場合は許可しますよ、こういう場合は許可しませんよというようなマニュアルを作っている。鳥取市農業委員会はどうか。
事 務 局	特にそういったマニュアルはありません。
竹 森 委 員	だから皆さんが迷う。マニュアルを作って、現地確認等の時に転用事業者等にこういうことでないと許可できませんと担当委員が指導する。農業委員もマニュアルがあれば判断できますので。これからの問題ですが。
議 長	今回の3条、5条の案件につきまして、そのほか意見がありましたらお願いします。
小 松 委 員	猶予が必要ではないか。水をやるためにパイプを入れるなど、毎年毎年改善に取り組んでいる。努力はしているので、3年ぐらいは猶予してほしいというのが気持ちです。
議 長	下田委員どうぞ。
下 田 委 員	前回から今回まで、いろいろ協議されてきましたが、収量がネックになっているようですが、農業というものは思うように収益が上がらないというものですし、そこまで当初考えていなかったというのは事実だと思います。 努力はされていると思いますが、今後3年間はきちっと管理していただくということで、今回は認めてあげるべきと私は思います。
議 長	そのほかありますでしょうか。大石委員どうぞ。
大 石 委 員	聞いている限りでは営農されてないわけではないですよ。営農されているんですよね。営農しているのであれば、素晴らしいことだと思います。一生懸命やっていたということを確認したかった。
福 安 委 員	本人さんが、土壌改良とかいろんなことを利益度外視してやっているという姿勢があり、私ら農業委員、推進委員はそういった方々を応援していくということが本来の姿だろうと思う。ですので重箱の隅をつつくような話をするのではなく、育てていくということが大事だと思うので、私は一生懸命やっているということの評価し賛成したいと思います。
安 東 委 員	今の福安委員の話はとてもいいと思います。そのためにも、農協の営農指導員であるとか県の普及所の職員であるとか、そういう方の指導をもう少し受けていただければどうか。
議 長	そのほか意見はありませんか。香川委員どうぞ。
香 川 委 員	3年目に収穫ができていないということが問題とは思いますが、これまでの3年間の悪いところを改善して、今後の3年間となるよう許可してはどうかと思います。
議 長	そのほか、ありますでしょうか。猪口委員どうぞ。

猪 口 委 員	3年間でダメなら撤去をということだが、農林水産省の補助事業だと3年間で達成できなかった場合、計画変更の再提出しなさいということになるが、今回の件では8割がダメなら撤去せよとの決定まで本当にできるのか。 8割に満たなかったもので、どうしようということであれば3年間で6年間に延長ということで、現時点では妥当ではないか。 8割ないので撤去しなさいという、そこまでの権限が農業委員会に無いと思うが。
山 田 委 員	この場で出た意見を申請者に伝え、改善計画を出してもらうことを前提にするということで、いままでの話を聞くと営農を一生懸命やっているということですし、前回許可を出した農業委員会としての責務もありますので、要件に沿っていないので撤去せよではなくて、3年間猶予を与えますので、ちゃんとした営農ができるように改善してください、そのための営農計画書を出していただきたい。 その中身の中に、営農関係の力がなさそうだと、担当の方が外国の方ということがありましたので、会社の中で担当を決めて営農ができるよう県とか農協とか、そういうところと連携を取ってください。 3年間は現地確認の時に営農状況をチェックさせてもらうということにも協力をお願いします、というぐらゐの条件を付けて、それらを盛り込んだ改善計画を出してもらう、それを前提として3年間猶予を与えるということでどうでしょうか。
議 長	もし許可ということであれば条件を付けるという、改善計画を提出していただくということでいいでしょうか。 それでは議案第8号整理番号2番、それから併せて議案第10号一時転用の案件ですが、原案のとおり条件付きということで、許可でよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は条件付きということで許可といたします。整理番号5番を審議します。担当農業委員の岩永委員報告をお願いします。
岩 永 委 員	この案件は2か月前に農振除外で出た案件で、飛び出したところをまっすぐすることにより、元々トラクターや田植え機が使えないところだったのが、農作業がしやすくなるとともに、購入される方も宅地造成の方も形が良くなって、双方がよろしいということで、申請が出てきたものです。チェックシートに照らしても何ら問題ありません。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。引き続き整理番号6番、担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員	農業委員の福田さんと現地を確認しました。今回は工事移転の関係で高住の農地195㎡のうち18.40㎡を譲り受けて墓地にされるものです。周辺の民家から同意も得られていますし、チェックシートも問題ありません。
議 長	引き続きまして、担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福 田 (淳) 委 員	推進委員の説明のとおりで、何ら問題ありません。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 整理番号7番を審議します。担当推進委員の谷口委員、報告をお願いします。
谷口(和)委 員		砂川委員と現地確認しました。周辺の農地には支障がないということですし、近隣の所有者からの同意書もいただいております、水利組合の組合長からも同意書をもらっています。何ら問題ないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		ただ今、谷口推進委員が報告したとおりで付け加えることはありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 整理番号8番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		推進委員の藤本さん、事務局の3人で譲受人、譲渡人に状況を確認しました。譲渡人は高齢で、管理ができず、草刈りするだけでも経費が掛かることから譲受人に寄進を申し出、承諾されたという経緯があります。宗派の会合が頻繁にあり、檀家も多いが、現状駐車場が狭いため、駐車場として転用するものです。30センチぐらいの盛土をしてその上に砂利をする予定です。 この近辺は田畑がないので問題ないと思われます。違反転用もなく問題ないと思われます。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号8番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 続きまして議案第11号「農地転用事業計画変更申請について」を審議します。 事務局説明願います。
事務局		整理番号の2番と3番の2件となっております。整理番号の2番は先ほどの転用事案がありましたが、ここの追加ということで事業計画の変更申請が出されたものです。 整理番号3番、一時転用の砂利採取の期間延長となっております。
議	長	整理番号2番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員	先ほどの転用案件を加えるため事業計画変更を行うもので何ら問題ないと思います。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号２番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員	農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。現状は水位が高い状態で、船を浮かべ水中ポンプで砂利を採取されておりました。期間延長の理由は供給と需要のバランスということですが、申請された面積はわずかですが、申請地の北側には大きな砂山がありまして、ざっと１万㎡、これを並行して砂利採取をしているという状態です。
議 長	引き続き担当農業委員、川上委員報告をお願いします。
川 上 委 員	許容範囲の期間延長ですので問題ありません。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号３番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第１１条「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。
議 長	続きまして議案第１２号「非農地証明について」を議題とします。 非農地証明の現地確認は、農業委員と推進委員と一緒に確認されていますが、報告は推進委員メインにさせていただき、補足がある場合だけ、農業委員からも発言をいただくという形で、なるべくスムーズな進行をしたいと思いますので今度からはそのようにさせていただきます。本日より推進委員さんメインの報告をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号２７番から４６番までの２０件になります。申請者、事由、現状等は議案書に記載のとおりです。
議 長	では、整理番号２７番を審議したいと思います 担当農業委員の猪口委員、報告をお願いします。
猪 口 委 員	推進委員の中村委員が欠席のため私の方で報告します。現状、家の入口と直結した道路からの進入路となっており、問題ないと思われます。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号２７番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 引き続きまして、整理番号２８番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 （ 洋 ） 委 員		事務局、農業委員、地権者と４人で現地確認しました。長期間耕作放棄された農地で復旧が困難ということで申請されたものです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号２８番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２９番を審議します。担当の農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		急傾斜地で梨を作っていたところですが、長期間耕作放棄され非農地申請されたものです。災害復旧の危険傾斜地で、非農地か原野に返すのが適当と判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号２９番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号３０番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 （ 徹 ） 委 員		農業委員、事務局と現地確認したところ、人為的な潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。現状、資材置場となっています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３０番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号３１番を審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。
山 本 （ 良 ） 委 員		事務局、農業委員、私の３人で現地確認しました。チェック項目に照らし合わせなんの問題もありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３１番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号３２番、３３番、４５番を一括で審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員		申請者と事務局、農業委員、私で現地確認しました。現地は連坦していて、現状は主に竹林になっております。昭和の時代に梨園だったが、平成になって廃園となり、２０年以上たったということです。 チェックシートで確認しまして、３番に該当すると判断し、非農地証明は問題なしと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３２、３３、４５番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号３４番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員		申請人、事務局、農業委員、私の４名で現地確認しました。現地は車で行くことができないところで、徒歩で行きました。２０年以上前まで畑として耕作されていましたが、申請者は高齢者で、管理はしていましたが、周辺は孟宗竹が繁茂したため原野となったものです。チェックシートの非農地証明基準の３番と判断しました。問題なしと報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。
福 安 委 員		議案書の所在地の地番が間違っていると思います。
事 務 局		福安委員の言うとおりの地番が間違っていましたので、訂正をお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３４番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。
事 務 局		整理番号３７番が訂正になっていますので、本日お配りした差し替えの方の資料と図面を見ていただけたらと思います。訂正前に５筆あったものが、２筆取り消され３筆になっています。
議	長	整理番号３５番、３６番、３７番、３８番、４６番を一括で審議します。担当推進委員、佐藤委員の報告をお願いします。
佐 藤 委 員		事務局、農業委員、私の３人で現地確認しました。これは長期間耕作放棄されていて原野化しており、農地への復旧は困難と判断しました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３５番、３６番、３７番、３８番、４６番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号３９番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員		現地確認を事務局、農業委員、私の３人で行いました。この案件は、以前畑として利用されていましたが、所有者の方が高齢になられ、亡くなられてから数年たち、その間放置されていました。砂利が敷いてありますが非農地として証明することは妥当であると思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号３９番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号４０番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		事務局と農業委員、私の３人で現地確認しました。２、３０年前、旧福部村時代に道路工事の残土置き場として利用され、現在は資材置場として利用されています。チェックシートの４に該当します。人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４０番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号４１番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前 田 委 員		農業委員、私、事務局の３人で現地確認しました。現地は宅地の一部になっていてかなり古い倉庫や作業小屋が建っております。見たところ２０年以上はゆうに経過している恐れ、転用の事実行為から２０年以上経過しており、チェックリストを見て問題ないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４１番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号４２番を審議します。担当推進委員の小林委員、報告をお願いします。
小林（徹） 委 員		農業委員、事務局、私、申請者で現地確認しました。耕作放棄してから２０年以上経過し山になっているところです。完全に原野化しており農地に復旧は困難と思われます。農地行政上も支障がない土地であります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４２番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号４３番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		私と農業委員、事務局で現地確認しました。以前は果樹園で梨を栽培していましたが、昭和４０年代に開墾事業で大規模な果樹園をしておられましたが、平成７年ぐらいに廃園した。といいますのは、この場所は風車のあるすぐ下で、非常に風当たりが強く３年に１回まともな収穫ができればいいというところで、思い切って廃園されたところ。この方は専業の果樹農家で他の果樹園を持っておられ、そちらで梨や柿、イチジクとかを栽培されています。 廃園されたところは広い面積で、山の上のほうにあり近隣に迷惑をかけることもないところです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４３番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号４４番を審議します。担当農業委員の大石委員、報告をお願いします。
大 石 委 員		農業委員、事務局、私で現地を確認したところ、３番の長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地で問題ありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号４４番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。以上で議案第１２号「非農地証明について」は以上でございます。 続きまして、議案第１３号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局	別紙の農用地利用集積計画の１ページをご覧ください。 利用権を設定しようとするものが、新規５１件、更新６１件で権利種別の内訳は、賃借権６７件、使用貸借権４５件の計１１２件となっています。面積は田２２４，３６５㎡、畑８３，９６４㎡、その他３１，９４４㎡の計３４０，２７３㎡となっています。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第１３号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第１４号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	別紙となっている農用地利用配分計画をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が３９件、使用貸借による権利５０件の計８９件となっています。面積は、田１２７，０８７㎡、畑８，９６０㎡、その他５，８０４㎡の計１４１，８５１㎡となっています。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第１４号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし） 報告事項 （１）農地法第４条第１項第８号の規定による届出書の受理について （２）農地法第５条第１項第７号の規定による届出書の受理について （３）農地法第４条第１項第９号の例外規定による届出書の受理について （４）農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について （５）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （６）農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について （７）農地の形状変更届出書の受理について （８）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議 長	これで令和３年度 第２回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後４時